

発注情報詳細（物品・委託等）

公表日	平成30年4月3日（火）	契約番号	5012
入札方法	公募型指名競争入札（入札書の持参による）		
委託名	日吉台小学校ほか74校建築基準法第12条に基づく点検等業務		
履行場所	横浜市港北区日吉本町一丁目34番21号ほか		
履行期間	契約締結日から平成31年2月28日（木）まで		
発注担当課	公益財団法人横浜市建築保全公社 技術部保全企画課企画調整係 横浜市中区本町3丁目30番地7 横浜平和ビル8階 TEL 045-306-7276 / FAX045-664-7055		
最低制限価格制度	適用		
入札参加資格等	所在地、規模区分	市内、中小企業	
	種 目	901:建築設計（監理含む）	順位 1位
	登録細目	(A)庁舎、学校、病院等の設計又は(F)工事監理	
	入札参加条件	<p>①横浜市契約規則第3条第1項に掲げるものでないこと及び同条2項の規定により定めた資格を有する者であること。</p> <p>②入札参加意向申出書提出期限日から入札日までの間のいずれかの日において、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。</p> <p>③平成29、30年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等）において、登録されていること。</p> <p>④一級建築士若しくは二級建築士又は、点検に必要な特定建築物調査員又は、建築設備検査員に行わせることができること。</p>	
指名・非指名通知日及び通知の方法	平成30年4月17日（火）普通郵便にて発送		
設計図書の閲覧	当ホームページに掲載（ <a href="http://www.y-hozen.or.jp/">http://www.y-hozen.or.jp/</a> ）		
入札参加申込	提出書類	公募型指名競争入札参加意向申出書	
	受付場所	総務部総務課契約係	
	締切日時	平成30年4月12日（木） 午後3時00分まで	申込方法 ①持参 職員に直接手渡すこと ②書留郵便 〒231-0005 横浜市中区本町3丁目30番7 横浜平和ビル8階 横浜市建築保全公社総務部 総務課契約係
質問	締切日時	平成30年4月5日（木） 正午まで	
	提出方法	持参、FAX又は電子メールで発注担当課に提出すること 電子メールアドレス：soumuka-keiyaku@bz04.plala.or.jp	
	回答日時	平成30年4月9日（月） 午後1時	
	回答方法	当ホームページに掲載（ <a href="http://www.y-hozen.or.jp/">http://www.y-hozen.or.jp/</a> ）	
入札及び開札時間	平成30年4月23日（月）	午後2時10分	
入札及び開札場所	横浜市中区本町3丁目30番地7 横浜平和ビル8階 会議室		
支払い条件	前金払	しない	部分払 する（1回）、1期終了時
契約担当課	総務部総務課契約係 電話 045-641-3124		

平成30年3月 提出

常務理事

部長

課長

係長

課員

設計者

## 委 託 設 計 書

委 託 名 日吉台小学校ほか74校建築基準法第12条に基づく点検等業務

履行場所 横浜市港北区日吉本町一丁目34番21号ほか

金 円

履行期限 平成31年2月28日

備考

日吉台小学校ほか74校建築基準法第12条に基づく点検等業務						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
定期点検調査費		1	式			
消費税相当額		1	式			
委託費		1	式			

日吉台小学校ほか74校建築基準法第12条に基づく点検等業務						
細 目	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
定期点検調査費						
1 法第12条点検調査						
(1)建築設備		1	式			
計						
2 点検報告書一覧まとめ		1	式			
計						
合 計						

日吉台小学校ほか74校建築基準法第12条に基づく点検等業務						
細目	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
1 法第12条点検調査						
(1)建築設備						
小学校		52	校			
中学校		21	校			
支援学校		2	校			
計						
2 点検報告書一覧まとめ						
(1)建築設備		75	校			
計						

# 委託仕様書

## 1 委託名

日吉台小学校ほか74校建築基準法第12条に基づく点検等業務

## 2 目的

市立学校建築物の安全性を確保するため、建築基準法に基づく定期点検（以下「12条点検」という。）を行う。

## 3 対象校

別紙「対象校一覧」による。

## 4 履行期間

- (1) 契約締結日から平成31年2月28日までとする。
- (2) 但し、1期分の履行期限は 平成30年9月27日 とする

## 5 部分払いの基準

1期分の点検等が完了し、(公財)横浜市建築保全公社（以下、「保全公社」という）の確認検査に合格したときは、受託者は保全公社に部分払いを請求することができる。

## 6 業務内容

12条点検（建築設備）

別添1 建築基準法第12条に基づく建築物・建築設備定期点検 実施要領に従い、建築設備（昇降機を除く）の12条点検を行う。

## 7 点検に伴う事前準備等

- (1) 点検のため機器・器具を誤って破損させた場合は、横浜市教育委員会（以下「市教委」という。）市教委及び保全公社と協議し機器・器具の修理を行う。
- (2) 市教委（保全公社）からの提供図面がない学校で、現地に竣工図等がある場合は、学校の承諾を得て当該図面を借用し、PDF化する。

## 8 確認の省略

- (1) 次に示す部位等で確認が困難なものにあつては、確認を省略できるものとするが、当該部位等の状況から判断して支障がある状態にあると認められる場合は、支障がある状態を記録し、対応を記載する。

- ア 被覆材で覆われている柱、はり等の主要構造部
  - イ 点検口のない天井裏又は容易に出入りできる点検口のない床下にあるもの
  - ウ 通電されていて確認することが危険である場所にあるもの
  - エ 地中又はコンクリート等の中に埋設されているもの
  - オ 運転を停止しなければ確認できない機器で、停止させることが極めて困難な状況にあるもの
  - カ 運転を停止することが極めて困難な状況にある機器が付近に存在し、確認することが危険である場所にあるもの
  - キ 目視では確認が困難であり、足場が必要である外壁面、給排気塔、煙突、鉄塔、広告塔等
  - ク 屋外排水設備のます等で水中に没している部分
  - ケ その他物理的理由又は安全上の理由などから確認を行うことが困難な場所にあるもの
- (2) 法令の規定による検査等が、本業務の点検内容及び周期と適合するものについては、法令による検査等を本業務で定める点検とみなすことができるものとする。

## 9 業務計画書の提出

業務実施前に、点検予定・完成報告書提出日など、主要な日程を記載した計画書を提出する。進捗を確認し、やむを得ない理由により計画の変更がある場合には、当初計画と比較したスケジュールを作成し、変更理由及び内容を別途記載して提出する。

## 10 成果物の提出

- (1) 点検の成果物は、別添2の各要領に従いとりまとめる。
- (2) 業務計画書に基づき、決められた期日までに報告書を提出する。
- (3) 保全公社の確認後、検査に合格のうえ、最終成果物を期限までに納品する。  
尚、確認後必要な修正があれば行う。

## 11 貸与資料の返却

原則、点検に必要な図面、前回報告書、施設点検表・設備保守点検表等は、市教委（保全公社）から提供するが、そのほかに市教委（保全公社）から貸与された資料や学校から借用した図面等は、紛失・汚損がないよう取扱い、これを公表し又は他に貸与し若しくは本点検の目的以外に複製してはならない。また、貸与資料は業務終了後、速やかに返却する。



## 1 2 その他

- (1) 点検は、行事予定等学校の要望を最優先で点検日時を調整し、学校運営に支障のないように実施する。
- (2) 点検者は、名札又は腕章を着け、業務に適した服装、履物で調査を実施する。
- (3) 点検にあたり、関係法令等を遵守する。
- (4) 点検の際は、脚立や工具類の取扱い等、安全対策について万全を期すとともに、万一事故が発生した場合は、受託者の責任において補償する。
- (5) 点検作業終了後は、設備及びその周囲、貸与資料を原状に復する。
- (6) 敷地内は全面禁煙とする。
- (7) 業務上の疑義が生じた場合は、随時保全公社担当者と調整を行う。

日吉台小学校ほか74校

H30点検対象  
○:建築設備

1期 2期	調査 番号	所在区	学校名	所在地	面積 合計	建設 年度	構造	階数	建築 設備
1	321	港北	日吉台小学校	港北区日吉本町一丁目 34-21	5,493	1962	RC	3	○
1	322	港北	高田小学校	港北区高田町1774	5,500	1965	RC	3	○
1	324	港北	新田小学校	港北区新吉田町3226	5,911	1980	RC	4	○
1	325	港北	大綱小学校	港北区大倉山四丁目 2-1	6,122	1966	RC	4	○
1	326	港北	城郷小学校	港北区鳥山町814	6,415	1978	RC	4	○
1	327	港北	港北小学校	港北区菊名二丁目 15-1	6,654	1972	RC	4	○
1	328	港北	綱島小学校	港北区綱島西三丁目 11-1	8,490	1968	RC	4	○
1	329	港北	菊名小学校	港北区菊名五丁目 18-1	6,731	1967	RC	4	○
1	330	港北	篠原小学校	港北区篠原東三丁目 27-1	5,315	1976	RC	4	○
1	331	港北	下田小学校	港北区下田町四丁目 10-1	7,869	1991	RC	4	○
1	332	港北	大曾根小学校	港北区大曾根二丁目 31-1	6,614	1968	RC	4	○
1	333	港北	日吉南小学校	港北区日吉本町四丁目 2-6	7,728	1966	RC	4	○
1	335	港北	篠原西小学校	港北区篠原町 1241-1	6,163	1968	RC	4	○
1	337	港北	新吉田小学校	港北区新吉田東六丁目 44-1	5,984	1971	RC	4	○
1	338	港北	綱島東小学校	港北区綱島東三丁目 1-30	6,935	1971	RC	4	○
1	339	港北	師岡小学校	港北区師岡町986	7,327	1970	RC	4	○
1	340	港北	矢上小学校	港北区日吉三丁目 23-1	7,360	1973	RC	4	○
1	341	港北	駒林小学校	港北区日吉本町二丁目 51-1	6,316	1972	RC	4	○
1	342	港北	高田東小学校	港北区高田東二丁目 33-1	4,984	1973	RC	4	○
1	344	港北	太尾小学校	港北区大倉山七丁目 34-1	7,066	1975	RC	4	○
1	345	港北	新羽小学校	港北区新羽町 1452-2	6,033	1977	RC	4	○
1	346	港北	北綱島小学校	港北区綱島西五丁目 14-40	6,617	1977	RC	4	○
1	347	港北	新吉田第二小学校	港北区新吉田町 491-1	5,689	1977	RC	4	○
1	348	港北	大豆戸小学校	港北区大豆戸町759	6,433	1979	RC	4	○
1	349	港北	小机小学校	港北区小机町 1382-10	6,293	1982	RC	4	○
2	453	泉	中和田小学校	泉区和泉中央南四丁目 9-1	11,222	1968	RC	4	○
2	457	泉	岡津小学校	泉区岡津町2311	6,698	1969	RC	4	○
2	458	泉	中田小学校	泉区中田南四丁目 4-1	7,789	1966	RC	4	○
2	464	泉	中和田南小学校	泉区和泉町987	5,553	1967	RC	3	○
2	465	泉	上飯田小学校	泉区上飯田町1331	6,197	1969	RC	4	○
2	466	泉	東中田小学校	泉区中田東四丁目 43-1	6,870	1966	RC	3	○
2	474	泉	新橋小学校	泉区新橋町909	6,067	1971	RC	4	○
2	475	泉	和泉小学校	泉区和泉中央北一丁目31-13	5,707	1971	RC	4	○
2	481	泉	下和泉小学校	泉区和泉町1436	6,433	1974	RC	4	○
2	487	泉	葛野小学校	泉区中田南五丁目 15-1	6,511	1974	RC	4	○
2	491	泉	いずみ野小学校	泉区和泉町6211	5,764	1977	RC	4	○
2	493	泉	伊勢山小学校	泉区和泉中央南二丁目 27-1	5,011	1978	RC	4	○
2	509	泉	緑園東小学校	泉区緑園五丁目28	7,126	1989	RC	3	○
2	510	泉	緑園西小学校	泉区緑園三丁目39	7,184	1993	RC	4	○
2	511	泉	西が岡小学校	泉区西が岡三丁目 12-11	8,328	1994	RC	4	○
2	514	泉	飯田北いちよう小学校	泉区上飯田町3795	5,600	1978	RC	4	○
2	521	瀬谷	瀬谷小学校	瀬谷区相沢四丁目 1-1	7,105	1960	RC	3	○
2	522	瀬谷	原小学校	瀬谷区阿久和東四丁目 33-1	7,728	1968	RC	4	○
2	523	瀬谷	上瀬谷小学校	瀬谷区瀬谷町7140	6,382	1963	RC	3	○
2	524	瀬谷	三ツ境小学校	瀬谷区三ツ境157	8,836	1978	RC	4	○

日吉台小学校ほか74校

H30点検対象  
○:建築設備

1期 2期	調査 番号	所在区	学校名	所在地	面積 合計	建設 年度	構造	階数	建築 設備
2	525	瀬谷	南瀬谷小学校	瀬谷区南瀬谷一丁目 1-1	9,433	1971	RC	4	○
2	526	瀬谷	二つ橋小学校	瀬谷区二ツ橋町507	6,376	1963	RC	4	○
2	527	瀬谷	瀬谷第二小学校	瀬谷区橋戸二丁目 41-1	6,892	1965	RC	4	○
2	528	瀬谷	相沢小学校	瀬谷区相沢二丁目 56-1	5,765	1966	RC	4	○
2	529	瀬谷	大門小学校	瀬谷区本郷三丁目 47-5	6,228	1973	RC	4	○
2	532	瀬谷	阿久和小学校	瀬谷区阿久和南四丁目 8-2	6,225	1981	RC	3	○
2	533	瀬谷	瀬谷さくら小学校	瀬谷区下瀬谷三丁目 58-1	6,072	1975	RC	4	○

日吉台小学校ほか74校

H30点検対象  
○:建築設備

1期 2期	調査 番号	所在区	学校名	所在地	面積 合計	建設 年度	構造	階数	建築 設備
1	3801	港北	城郷中学校	港北区小机町325	7,658	1962	RC	4	○
1	3803	港北	新田中学校	港北区新吉田東五丁目25-1	8,234	1970	RC	4	○
1	3804	港北	日吉台中学校	港北区日吉本町四丁目 9-1	9,263	1963	RC	4	○
1	3805	港北	大綱中学校	港北区大倉山三丁目40-1	9,340	1959	RC	4	○
1	3806	港北	篠原中学校	港北区篠原町 1342-3	6,058	1971	RC	4	○
1	3807	港北	樽町中学校	港北区樽町四丁目 15-1	7,964	1974	RC	4	○
1	3808	港北	日吉台西中学校	港北区日吉本町五丁目 44-1	6,124	1977	RC	4	○
1	3809	港北	新羽中学校	港北区新羽町 1434-4	5,615	1978	RC	4	○
1	3811	港北	高田中学校	港北区高田町2439	6,489	1988	RC	4	○
2	3901	泉	岡津中学校	泉区岡津町2346	10,072	1970	RC	4	○
2	3904	泉	中和田中学校	泉区和泉中央北二丁目 5-1	8,719	1977	RC	4	○
2	3908	泉	泉が丘中学校	泉区泉が丘三丁目 29-1	7,500	1969	RC	4	○
2	3910	泉	中田中学校	泉区中田北二丁目 20-1	7,301	1973	RC	4	○
2	3913	泉	上飯田中学校	泉区上飯田町2254	8,917	1977	RC	4	○
2	3920	泉	いずみ野中学校	泉区和泉町6201	7,997	1981	RC	4	○
2	3925	泉	領家中学校	泉区領家四丁目 3-1	7,585	1985	RC	4	○
2	3951	瀬谷	瀬谷中学校	瀬谷区中央 5-41	8,010	1961	RC	4	○
2	3952	瀬谷	原中学校	瀬谷区阿久和西二丁目 1-6	9,878	1969	RC	4	○
2	3953	瀬谷	南瀬谷中学校	瀬谷区南台二丁目 2-8	8,039	1966	RC	4	○
2	3954	瀬谷	東野中学校	瀬谷区東野130	7,159	1973	RC	4	○
2	3956	瀬谷	下瀬谷中学校	瀬谷区下瀬谷二丁目 16-7	8,225	1983	RC	3	○

日吉台小学校ほか74校

H30点検対象  
○:建築設備

1期 2期	調査 番号	所在区	学校名	所在地	面積 合計	建設 年度	構造	階数	建築 設備
1	9982	港北	北綱島特別支援学校	港北区綱島西五丁目 14-54	2,320	1994	RC	4	○
2	9920	瀬谷	二ツ橋高等特別支援学校	瀬谷区二ツ橋町470	5,194	1980	RC	3	○

## 建築基準法第 12 条に基づく建築設備定期点検 実施要領

## 1 点検者の要件

本業務は、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備検査員資格者のいずれかの資格を有するものが行わなければならない。

## 2 業務内容

## (1) 事前準備

- ア 業務の実施にあたり、横浜市教育委員会（以下「市教委」という。）（保全公社）が提供する図面等により、対象校の建物概要や不具合箇所、修繕箇所等を事前に確認し、効率的な現場調査ができるよう準備する。また、提供図面がない学校で、現地に竣工図等がある場合は、学校管理者の承諾を得て図面等を借用する。
- イ 学校と点検日時の調整を行う際、点検の概要や点検者の氏名所属、人数等を伝え、脚立・梯子等の借用が可能か確認する。ただし、原則として脚立・梯子以外は借用しない。

## (2) 現場調査

- ア 学校管理者へのヒアリング  
学校管理者から、劣化状況等について意見を聴取し、その箇所を確認する。
- イ 各種点検報告書等の確認  
学校で個別に行っている点検がある場合は、直近の報告書を確認し、本点検の対象部分について指摘記載がある場合は、確認する。

## (3) 点検の実施

- ア 前二項を踏まえ、本点検の点検項目に従い点検を実施する。
- イ 学校で個別に行っている点検報告書等を転記した場合は、不具合がある場合を除き現場確認を省略する。
- ウ 点検の方法及び結果の判定基準については次を適用すること。
  - ①建築基準法第 12 条第二項に基づく告示第 282 号
  - ②建築基準法第 12 条第四項に基づく告示第 285 号
- エ 点検では、原則として脚立・梯子以外は使用せず、高所等は目視で行う。  
尚、確認が困難な場所・危険性のある場所等は平成 30 年度市立学校建築基準法第 12 条点検業務委託仕様書 8 確認の省略、に記載に準じて対応実施とする。

(4) 12条点検対象外の不具合の報告

12条点検対象外で気づいた不具合については、現地調査後に学校管理者へ口頭で報告する。

(5) 安全対策

点検時は、周囲の状況を十分に確認し、点検箇所への学校利用者の接近を防止するなど、関係法令を遵守し、安全対策に万全を期す。

3 点検結果報告書

点検結果は、学校ごとに次の構成で報告書に纏める。

(1) 総括表（様式1）

点検基礎情報、建築物基礎情報及び点検結果を記入する。

(2) 点検表（様式2）

各点検項目に沿って点検結果を記入する。

(3) 写真帳（様式3）

点検で不具合が発見された箇所の写真と状況を記入する。

(4) 点検結果図

不具合箇所等を配置図や平面図などに記入する。

(5) 電子データは別添2「報告書の作成要領」に依る。

4 保全公社への点検結果報告書提出の仕方

エクセルデータを電子媒体にて持参。(例USBメモリ等)

5 添付資料

(1) 【資料1-1】12条点検様式（建築設備）

(2) 【資料1-2】12条点検報告書まとめ様式（建築設備）





# 建築基準法第12条に基づく点検表(建築設備)

学校名: ○○小学校

番号	点検項目		対象の有無	調査結果	
				指摘なし	要是正
<b>1 無窓の居室又は火気を使用する室に設けられた換気設備</b>					
(1)	(自然換気設備及び中央管理方式及び機械換気設備を含む) 外観 性能 (及び空配調和設備の外観の主要機器に限る。)	外気取り入れ口及び排気口の取付けの状況			
(2)		給気口、排気口及び居室内の空気の取り入れ口の取付けの状況			
(3)		風道の取付けの状況			
(4)		給気機及び排気機の設置の状況			
(5)		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況			
(6)		排気筒及び煙突の断熱の状況			
(7)		中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況			
(8)		主要機器の設置の状況			
(9)		主要機器及び配管の劣化及び損傷の状況			
(10)		空気調和設備の運転の状況			
<b>2 無窓の居室、火気を使用するために換気設備が設けられた室又は避難階段等の付室に設けられた防火ダンパー</b>					
(1)	防火ダンパー等	防火ダンパーの取付けの状況			
(2)		防火ダンパーの作動の状況			
(3)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況			
(4)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況			

# 建築基準法第12条に基づく点検表(建築設備)

学校名: ○○小学校

番号	点検項目		対象の有無	調査結果		
				指摘なし	要是正	
<b>3 排煙設備</b>						
(1)	外観	排煙機及び給気送風機の設置の状況				
(2)		排煙口及び給気口の取付けの状況				
(3)		排煙風道及び給気風道との接続の状況				
(4)		排煙風道及び給気風道の劣化及び損傷の状況				
(5)		排煙風道の断熱の状況				
(6)	排煙機	排煙口の開放との連動起動の状況				
(7)		作動の状況				
(8)		排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況				
(9)		性能	電源を必要とする排煙機及び給気送風機の予備電源による作動の状況			
(10)		中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況				
(11)		手動開放装置による開放の状況				
(12)		煙感知器による作動の状況				

# 建築基準法第12条に基づく点検表(建築設備)

学校名: ○○小学校

番号	点検項目		対象の有無	調査結果		
				指摘なし	要是正	
(13)	エンジン直結の排煙機	直結エンジンの設置の状況				
(14)		セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケーブルの接続の状況				
(15)		外観	給気管及び排気管の取付けの状況			
(16)		Vベルト				
(17)		接地線の接続の状況				
(18)		性能	始動及び停止の状況			
(19)			運転の状況			
(20)	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況					
(21)	可動防煙壁	手動降下装置の作動の状況				
(22)		手動降下装置による連動の状況				
(23)		煙感知器による連動の状況				
(24)		可動防煙壁の状況				
(25)		中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況				

# 建築基準法第12条に基づく点検表(建築設備)

学校名: ○○小学校

番号	点検項目		対象の有無	調査結果	
				指摘なし	要是正
<b>4 予備電源(非常用の照明設備等)</b>					
(1)	電源別置形	外観	蓄電池の設置の状況		
(2)			キュービクルの取付けの状況		
(3)	電池内蔵形及び自家用、電源別置形	性能	予備電源への切替え及び非常用照明の点灯の状況		
(4)			常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況		
(5)			電池内蔵形	非常用照明の充電ランプの点灯の状況	

# 建築基準法第12条に基づく点検表(建築設備)

学校名:

〇〇小学校

番号	点検項目		対象の有無	調査結果	
				指摘なし	要是正
<b>5 自家用発電装置</b>					
(1)	自家用発電装置	外観	発電機及び原動機の状況		
(2)			セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケーブルの接続の状況		
(3)			燃料及び冷却水の漏洩の状況		
(4)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況		
(5)			自家用発電装置の取付けの状況		
(6)			接地線の接続の状況		
(7)	自家用発電装置	性能	電源の切替の状況		
(8)			始動及び停止の状況		
(9)			運転の状況		
(10)			排気の状況		
(11)			給排気の状況(屋内に設置されている場合に限る。)		
(12)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況		

# 建築基準法第12条に基づく点検表(建築設備)

学校名:

〇〇小学校

番号	点検項目		対象の有無	調査結果	
				指摘なし	要是正
<b>6 給水及び排水設備</b>					
(1)	配管(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	配管の腐食及び漏水の状況			
(2)	給水設備	湯→飲ポ給料ン水用プタの(ン給以ク水下等・→貯ポと水ンい・プう貯類)及びタンク(給ク(以下給	給水タンク等の腐食及び漏水の状況		
(3)		ポンプ類の運転の状況			
(4)		給湯設備	ガス湯沸器等の状況		
(5)			ガス湯沸器等の煙突及び給排気部の状況		
(6)			電気給湯器の状況		
(7)		排水設備	排水槽	排水漏れの状況	
(8)	道管排を設水含備再む(中用)水配		雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況		
(9)	衛生器具		衛生器具の取付けの状況		
(10)	排水管		間接排水の状況		

【様式3】

# 写真帳




学校名:

No.1	番号				点検部位名称	場所 建物外観	撮影日
							備考

No.2	番号				点検部位名称	場所	撮影日
							備考

No.3	番号				点検部位名称	場所	撮影日
							備考

# 点検結果図(非常用照明位置図)

-  ...非常用照明(蛍光灯)
-  ...非常用照明(白熱灯)
-  ※別置型は青色

学校名

0

NO.

E - 1



# 機器等一覧表(換気設備)

点検対象となる室の理由	1-(2)		1-(4)				1-(1)			2-(1)			
	対象室内の給排気口		対象室系統の給気機及び排気機		外気取り入れ口及び排気口		防火ダンパー			ウェザーカバー等			
	階	室名	給排	機器名	台数	設置場所	外気取り入れ口	排気口	ダクト内	階	室名	階	室名

学校名 0

No.

M-1

# 機器等一覧表(排煙設備、給水及び排水設備)

点検番号	点検項目	設置場所	機器名
1-(7)	中央管理方式による監視		
1-(8)	中央管理方式による空気調和設備		
3-(1)	排煙機及び給気送風機		
3-(2)	排煙口及び給気口		
3-(24)	可動防煙壁		
6-(2)	給水タンク等		
6-(3)	ポンプ類		
6-(4)	ガス湯沸器等		
給水及び排水設備			

点検番号	点検項目	設置場所	機器名
6-(6)	電気給湯器		
6-(7)	排水槽		
6-(8)	雑用水タンク、ポンプ等		
6-(10)	間接排水		
給水及び排水設備			

学校名 0

No.

M-

点検結果図(12条点検対象防火ダンパー位置図)

● ……点検対象防火ダンパー位置

学校名

0

NO.

M -

点検結果図（換気設備、排煙設備、給水及び排水設備）

学校名

0

NO.

M -



## 報告書の作成要領

12条点検の成果品は、次のとおり纏める。

1 点検報告書は学校ごとに作成する。

2 点検表（配布物）のまとめ方。

点検表（配布物）は小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に分け、区ごとにまとめる。また、区ごとに学校の調査番号順にリストを作成し、建築設備点検表を学校ごとにホチキス止めにする。

3 電子データのまとめ方

(1) データのフォルダ構成は、図1のとおりとする。

(2) 学校ごとに学校名称のフォルダを作成し、建築設備の各報告書を保管する。

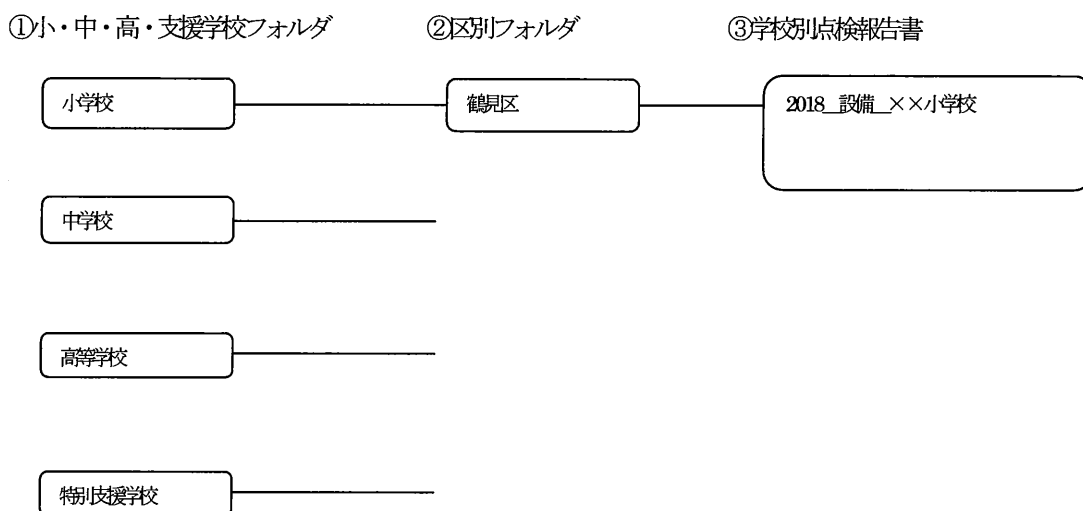
(3) 点検報告書のファイル名は、

「2018\_設備\_学校名.xls」とする。（図1の③）

(4) データのファイルはサイズが大きすぎないように、適切なサイズにまとめる。

(5) 写真帳は1つのファイルにつき1つのシートにまとめること。

図1 12条点検報告書の電子データの構成



※ 中・高・支援学校共にフォルダ構成は一緒。